



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)  
号外第 2 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (31) (議会議務局総務課) . . . . . 3
	鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 (32) (〃) . . . . . 5
	鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例 (33) (議会議務局議事調査課) . . . . . 6

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## 鳥取県議会情報公開条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

社会経済活動や行政施策の広域化、交通通信網の発達等により県議会に関する情報を必要とする者が県の区域内に住所を有する者等（以下「県民等」という。）に限定されなくなること等にかんがみ、県民等以外のものについても開示請求ができることとし、もって開かれた県議会の実現に資する。

## 2 条例の概要

- (1) 何人も、鳥取県議会が保有する公文書の開示を請求することができることとする。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

## 鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減ずる特例措置の実施期間を延長する。

## 2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を、平成23年4月1日以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日（現行 平成22年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県議会委員会条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

統轄監が設置されたことに伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 総務教育常任委員会の所管に統轄監に関する事項を加える。
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第31号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、鳥取県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、県議会が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>（解釈及び運用の方針）</p> <p>第4条 県議会は、公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（公文書の開示請求権）</p> <p>第6条 <u>何人も</u>、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、鳥取県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、県議会が保有しているものをいう。ただし、<u>県公報</u>、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>（解釈及び運用の方針）</p> <p>第4条 県議会は、<u>県民の</u>公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（公文書の開示を請求できるもの）</p> <p>第6条 <u>次の各号のいずれかに該当するものは</u>、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。</p> <p><u>(1) 県内に住所を有する者</u></p> <p><u>(2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p><u>(3) 県内に所在する学校に在学する者</u></p> <p><u>(4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第32号

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成23年4月1日以降最初に招集される鳥取県議会の定例会の閉会の日の属する月の末日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 （施行期日） 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成22年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第33号**

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 10人</p> <p><u>統轄監</u>、総務部、行政監察監、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 10人</p> <p>防災局、福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>企画県土警察常任委員会 9人</p> <p>企画部、文化観光局、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 10人</p> <p>総務部、行政監察監、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 10人</p> <p>防災局、福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p>商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>企画県土警察常任委員会 9人</p> <p>企画部、文化観光局、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。